

【平成 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

番 号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電 話) ()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			未公開分	上 場 分
収 入 金 額	譲渡による収入金額	①	円	円
	その他の収入	②		
	小 計 (①+②)	③	申告書第三表④へ	申告書第三表⑤へ
必 要 経 費 又 は 譲 渡 に 要 し た 費 用 等	取得費（取得価額）	④		
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦		
特定管理株式等のみなし 譲渡損失の金額（※1） （△を付けないで書いてください。）	⑧			
差引金額（③－⑦－⑧）	⑨			
特定投資株式の取得に 要した金額の控除（※2） （⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）	⑩			
所得金額（⑨－⑩） （赤字の場合は△を付けて書いてください。）	⑪	申告書第三表⑤9へ	黒字の場合は申告書第三表⑥0へ	
本年分で差し引く株式等 に係る繰越損失の金額（※3）	⑫	申告書第三表⑥2へ	申告書第三表⑥2へ	
繰越控除後の所得金額（※4） （⑪－⑫）	⑬	申告書第三表⑥8へ	申告書第三表⑥8へ	

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の2の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

特例適用条文

措法 条の

措法 条の

整理欄

(平成22年分以降用)

「上場分」の⑪欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日	特例を適用した取得費を計算した額	その譲渡直前の株式等の所有状況	
							① その株式等所有株式数	② うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
・ ・		株(口)		円	・ ・ (・ ・)	円	株(口)	株(口)
・ ・					・ ・ (・ ・)			
・ ・					・ ・ (・ ・)			
・ ・					・ ・ (・ ・)			
・ ・					・ ・ (・ ・)			

【参考】 その他の譲渡した主な株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分 ・ 上場分	・ ・		株(口)		円	・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・					・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・					・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・					・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・					・ ・ (・ ・)

※ 「区分」欄は、未公開株式等については「未公開分」、上場株式等については「上場分」のいずれか当てはまるものを○で囲んでください。